



山形県公報

平成21年6月26日(金)
第2054号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(総合防災課) ……767

### 告 示

- 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子育て支援課) ……768
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉課) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……769
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……770
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……771
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……772
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……773
- 用途地域内の建築制限の特例を認めるための意見聴取……………(建築住宅課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課) ……774
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(同) ……同
- 一般競争入札の公告……………(公安委員会) ……同
- 同……………(同) ……775
- 同……………(同) ……776
- 同……………(同) ……777

### 正 誤

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第49号

##### 山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号ロ中「2,366,000円」を「2,404,000円」に改め、同表第3項第3号イの表中

|        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 円      | 円      | 円      | 円      | 円      | 円      |
| 17,300 | 22,300 | 32,800 | 39,300 | 49,800 | 7,300  |
| 28,600 | 37,000 | 51,600 | 60,500 | 75,900 | 10,400 |

を

|             |             |             |             |             |            |         |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|---------|
| 円<br>17,500 | 円<br>22,600 | 円<br>33,300 | 円<br>39,900 | 円<br>50,500 | 円<br>7,400 | に改め、同号ロ |
| 29,000      | 37,500      | 52,300      | 61,300      | 77,000      | 10,500     |         |

の表中

|            |            |             |             |             |   |
|------------|------------|-------------|-------------|-------------|---|
| 円<br>5,600 | 円<br>7,600 | 円<br>11,400 | 円<br>13,800 | 円<br>17,500 | を |
| 9,100      | 12,000     | 16,900      | 20,000      | 25,400      |   |

|            |            |             |             |             |                |
|------------|------------|-------------|-------------|-------------|----------------|
| 円<br>5,700 | 円<br>7,700 | 円<br>11,600 | 円<br>14,000 | 円<br>17,700 | に改め、同別表第6項第1号中 |
| 9,200      | 12,200     | 17,100      | 20,300      | 25,800      |                |

「又は」を「若しくは」に、「者」を「者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」に改め、同項第2号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の山形県災害救助法施行細則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

**告 示**

**山形県告示第627号**

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.85パーセント」を「年0.90パーセント」に改める。

**附 則**

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成21年6月10日から適用する。
- 平成21年6月10日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

**山形県告示第628号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称       | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------------|---------------------|------------|
| 堀 齒 科 ク リ ニ ッ ク         | 山形市下条町二丁目4番13号      | 平成21. 5. 1 |
| 医 療 法 人 社 団 新 田 齒 科 医 院 | 山形市大字片谷地字東裏399番8    | 同          |

|                |                  |   |      |
|----------------|------------------|---|------|
| エール薬局たておか店     | 村山市楯岡新町四丁目10番21号 | 同 | 6. 1 |
| 高橋こう美奈子内科クリニック | 村山市楯岡新町四丁目9番6号   | 同 | 6. 2 |
| エール薬局米沢東店      | 米沢市東三丁目9番6号      | 同 | 6. 5 |

**山形県告示第629号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称        | 指定医療機関の所在地      | 廃止年月日      |
|------------------|-----------------|------------|
| 高橋 医 院           | 山形市東原町二丁目6番22号  | 平成21. 3. 6 |
| 新田 歯 科 医 院       | 山形市大字片谷地121番地14 | 同 4. 30    |
| 調剤薬局ツルハドラッグ馬見ヶ崎店 | 山形市馬見ヶ崎二丁目1番2号  | 同 5. 20    |

**山形県告示第630号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称 | 指定医療機関の所在地    | 休止年月日      |
|-----------|---------------|------------|
| 蔵王温泉クリニック | 山形市蔵王温泉903番6号 | 平成21. 4. 1 |

**山形県告示第631号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
ヤマザワ調剤薬局天童市民病院前店  
天童市駅西五丁目1番9号

## (2) 届出の内容

| 指定医療機関の名称      |                  | 変更年月日      |
|----------------|------------------|------------|
| 変更前            | 変更後              |            |
| ヤマザワ調剤薬局天童病院前店 | ヤマザワ調剤薬局天童市民病院前店 | 平成20. 4. 1 |

## 山形県告示第632号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                                             | 施設又は実施する事業の種類                                          | 指定介護機関の所在地      | 指定年月日      |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------|------------|
| 医療法人社団高橋胃腸科内科<br>医院 小規模多機能型居宅介<br>護事業所 おおぞらケアセン<br>ター | 介護予防小規模多<br>機能型居宅介護                                    | 山形市砂田56番2号      | 平成21. 4. 1 |
| 総合福祉施設いきいきの郷                                          | 介護予防通所介護                                               | 山形市大字成安425番地2   | 同          |
| 総合福祉施設いきいきの郷                                          | 介護予防短期入所<br>生活介護                                       | 山形市大字成安425番地2   | 同          |
| 上山市地域包括支援センター                                         | 介護予防支援                                                 | 上山市河崎一丁目1番10号   | 同 5. 1     |
| グループホームもも太郎さん<br>大石田                                  | 認知症対応型共同<br>生活介護<br>介護予防認知症対<br>応型共同生活介護               | 北村山郡大石田町桂木町2番3号 | 同 5.22     |
| リバーヒル長井訪問リハビリ<br>センター                                 | 訪問リハビリテー<br>ション<br>介護予防訪問リハ<br>ビリテーション                 | 長井市寺泉3525番地1    | 同 6. 1     |
| 訪問看護ステーションきずな                                         | 訪問看護<br>介護予防訪問看護                                       | 米沢市相生町7番41号     | 同          |
| セントラルクリニック                                            | 通所リハビリテー<br>ション<br>介護予防通所リハ<br>ビリテーション                 | 山形市吉原三丁目10番17号  | 同          |
| 高橋こう美奈子内科クリニッ<br>ク                                    | 訪問看護<br>居宅療養管理指導<br>訪問リハビリテー<br>ション<br>通所リハビリテー<br>ション | 村山市楯岡新町四丁目9番6号  | 同 6. 4     |

|             |        |                    |   |      |
|-------------|--------|--------------------|---|------|
| ソーレケアセンター花楸 | 居宅介護支援 | 山形市花楸二丁目18番78-101号 | 同 | 6.12 |
|-------------|--------|--------------------|---|------|

## 山形県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類                  | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日       |
|--------------------|--------------------------------|----------------|-------------|
| セントラルクリニックデイケアセンター | 通所リハビリテーション<br>介護予防通所リハビリテーション | 山形市吉原三丁目10番17号 | 平成21. 3. 31 |

## 山形県告示第634号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                 |
|----------|-----------|---------------------|
| 理 事      | 鹿 野 内 正 行 | 東根市大字泉郷甲2687番地      |
| 同        | 阿 部 喜 一 郎 | 西村山郡河北町大字新吉田616番地の2 |
| 同        | 柴 崎 允 彌   | 東根市大字荷口129番地        |
| 同        | 松 田 隆 一 郎 | 同 中島通り一丁目18         |
| 同        | 奥 山 敏 雄   | 同 大字野田2番地           |
| 同        | 仲 野 利 昭   | 西村山郡河北町大字田井95番地の2   |
| 同        | 植 松 三 郎   | 東根市大字羽入753番地        |
| 同        | 芦 野 茂 男   | 同 大字藤助新田21番地        |
| 同        | 柴 田 松 夫   | 同 大字蟹沢543番地         |
| 同        | 杉 浦 好 一   | 同 大字松沢1番地           |
| 同        | 吉 野 仁 一   | 同 大字観音寺261番地の3      |

|   |         |                |
|---|---------|----------------|
| 同 | 安 達 開   | 同 大字泉郷162番地    |
| 同 | 大 江 宗 助 | 同 大字関山383番地の1  |
| 同 | 阿 部 幸 義 | 天童市大字川原子1561番地 |
| 同 | 木 嶋 幸 造 | 東根市大字野川2615番地  |
| 同 | 垂 石 健 一 | 同 大字荷口26番地     |

## 山形県告示第635号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所               |
|----------|-----------|-------------------|
| 理 事      | 鹿 野 内 正 行 | 東根市大字泉郷甲2687番地    |
| 同        | 奥 山 敏 雄   | 同 大字野田2番地         |
| 同        | 松 田 隆 一 郎 | 同 中島通り一丁目18       |
| 同        | 芦 野 茂 男   | 同 大字藤助新田21番地      |
| 同        | 石 山 光 示   | 同 大字島大堀35番地       |
| 同        | 仲 野 利 昭   | 西村山郡河北町大字田井95番地の2 |
| 同        | 鈴 木 昭 司   | 東根市大字蟹沢758番地      |
| 同        | 吉 野 仁 一   | 同 大字観音寺261番地の3    |
| 同        | 阿 部 幸 義   | 天童市大字川原子1561番地    |
| 同        | 寒 河 江 辰 男 | 東根市大字羽入159番地      |
| 同        | 阿 部 俊 之   | 西村山郡河北町大字新吉田970番地 |
| 同        | 武 田 佐 内   | 東根市六田一丁目4-17      |
| 同        | 滝 口 俊 明   | 同 大字野川1246番地      |
| 同        | 岡 田 春 治   | 同 大字観音寺2423番地の340 |
| 同        | 木 嶋 幸 造   | 同 大字野川2615番地      |

|    |      |   |           |
|----|------|---|-----------|
| 監事 | 柴崎允彌 | 同 | 大字荷口129番地 |
| 同  | 太田徳幸 | 同 | 大字野田102番地 |
| 同  | 安達開  | 同 | 大字泉郷162番地 |
| 同  | 垂石健一 | 同 | 大字荷口26番地  |

**山形県告示第636号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営下九野本地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年6月26日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営下九野本地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

長井市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成21年6月29日から同年7月28日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第637号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第7項ただし書の規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成21年6月26日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 日時 平成21年7月10日（金） 午前10時から

## 2 場所 米沢市金池七丁目1番50号

山形県置賜総合支庁401会議室

## 3 申請者 山形市東青田五丁目1番1号

ネットヨタ山形株式会社 代表取締役社長 高橋 修

## 4 建築物の計画 米沢都市計画区域内の準住居地域である米沢市金池七丁目地内での自動車販売店舗及び自動車修理工場の新築（鉄骨造2階建て、延べ面積1,075.77平方メートル）

**山形県告示第638号**

次の開発行為は、完了した。

平成21年6月26日

山形県知事 吉村美栄子

## 1 許可番号

平成21年5月15日 指令村総建第5003号

## 2 開発区域に含まれる地域の名称

東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2023番7、2024番1、2024番6の一部

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

東村山郡山辺町大字山辺2024番地6  
富樫 和幸

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人あおぞら
  - (2) 代表者の氏名  
鈴木 しず子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市大町13番3号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、長井市及び周辺地域で生活する学齢前の乳児・幼児の保育事業や学童の保育事業を行い、地域住民の子育て支援の拠点として機能することにより、生き生きとした社会生活ができるまちづくりの向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すぎな
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 憲司
  - (3) 主たる事務所の所在地  
長井市森字和合654番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、社会的に弱い立場に立たされている障害者、高齢者等が、地域の中で地域の方々の優しさに包まれ、一人ひとり生活の意欲と自己表現を高め、社会の一員として豊かな日々を過ごすことが出来るよう、障害者及び高齢者の支援に関する各種の事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地域安全パトロール業務（山形警察署、上山警察署及び寒河江警察署管内）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）



- (2) 日時 平成21年7月15日（水） 午後1時30分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 地域安全パトロール業務（山形警察署、上山警察署及び寒河江警察署管内） 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年8月1日から平成22年1月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 現に、2(1)の役務を履行する区域内において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号の警備業務のいずれも取り扱うことができること。
- (6) 現に、2(1)の役務を履行する区域内に、警備業法上の営業所を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号023-626-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この入札及び契約に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。
- (2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年7月7日（火）午後5時までに山形県警察本部生活安全企画課に提出すること。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合はこの公告は効力を有しない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地域安全パトロール業務（天童警察署、村山警察署及び新庄警察署管内）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成21年7月15日（水） 午後2時00分
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 地域安全パトロール業務（天童警察署、村山警察署及び新庄警察署管内）一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成21年8月1日から平成22年1月30日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
  - (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 現に、2(1)の役務を履行する区域内において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号の警備業務のいずれも取り扱うことができること。
  - (6) 現に、2(1)の役務を履行する区域内に、警備業法上の営業所を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号023-626-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この入札及び契約に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年7月7日（火）午後5時までに山形県警察本部生活安全企画課に提出すること。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
  - (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合はこの公告は効力を有しない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地域安全パトロール業務（酒田警察署及び鶴岡警察署管内）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成21年7月15日（水） 午後2時30分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 地域安全パトロール業務（酒田警察署及び鶴岡警察署管内） 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年8月1日から平成22年1月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 現に、2(1)の役務を履行する区域内において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号の警備業務のいずれも取り扱うことができること。
- (6) 現に、2(1)の役務を履行する区域内に、警備業法上の営業所を有すること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号023-626-0110

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

### 7 その他

- (1) この入札及び契約に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。
- (2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年7月7日（火）午後5時までに山形県警察本部生活安全企画課に提出すること。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。
- (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合はこの公告は効力を有しない。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、地域安全パトロール業務（長井警察署及び米沢警察署管内）の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成21年6月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 平成21年7月15日（水） 午後3時00分

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 地域安全パトロール業務（長井警察署及び米沢警察署管内） 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成21年8月1日から平成22年1月30日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (5) 現に、2(1)の役務を履行する区域内において、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号及び第2号の警備業務のいずれも取り扱うことができること。
  - (6) 現に、2(1)の役務を履行する区域内に、警備業法上の営業所を有すること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号023-626-0110
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) この入札及び契約に係る業務は、緊急雇用創出事業によるものである。
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成21年7月7日（火）午後5時まで山形県警察本部生活安全企画課に提出すること。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
  - (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 詳細については入札説明書による。
  - (6) 当該契約に係る予算が成立しない場合はこの公告は効力を有しない。

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  | 誤    | 正     |
|------------|------------|-----|----|------|-------|
| 平成21. 4. 1 | 号外(18)     | 1   | 5  | 公益法人 | 公益的法人 |
| 同          | 同          | 18  | 14 |      |       |

誤

|              |   |         |
|--------------|---|---------|
| 非扶養配偶者有りの1人目 | を | 上 記 以 外 |
| 上 記 以 外      |   | 上 記 以 外 |

正

|                  |   |   |         |   |
|------------------|---|---|---------|---|
| 非扶養配偶者<br>有りの1人目 | 人 | を | 上 記 以 外 | 人 |
| 上 記 以 外          | 人 |   | 上 記 以 外 | 人 |

同 号外(19) 7 1 別表第2

別表第2

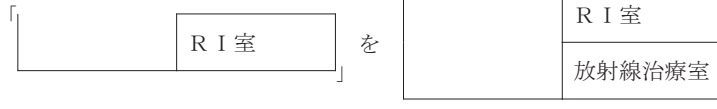
沼山取水場  
自家用電気工作物

指揮命令系統図

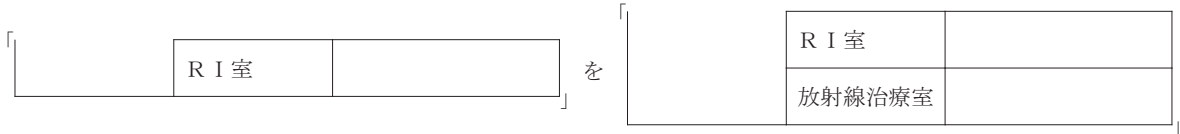
沼山取水場  
自家用電気工作物

同 4.1 号外(20) 1 下から  
8～12

誤



正



誤

正

同 同 2 8 各室（放射線治療室を除く。） （放射線治療室を除く。）

同 同 3 10 救命救急センター がん・生活習慣病センター

同 同 同 13 救命救急センター がん・生活習慣病センター

同 同 同 下から1

誤

付については、当該給付を児童手当とみなして、第3条第7号の規定を適用する。

正

付については、当該給付を児童手当とみなして、第3条第7号の規定を適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

誤

正

同 5.15 第2042号 614 下から10

「課長（課付課長を除く。）」

「課長、室長」

同 同 同 下から4

「課長」

「課長」

同 同 同 同

「課長、室長」

「課長、室長」

平成21年 6月26日印刷  
平成21年 6月26日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056